

議案第二百十号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十五年九月二十四日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四拾五年九月二十四日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年三朝町条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により支給する旅費は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 内国旅行については、別表に定める旅費
- 二 外国旅行については、国家公務員の例による旅費

別表を次のように改める。

